

船橋市感染症対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、保健所設置市として予防計画（以下「市予防計画」という。）を策定し、平時から関係機関間の連携を図り、感染症発生・まん延時の対応に関する枠組みの構築を推進するため、船橋市感染症対策連携会議（以下「会議」という。）の設置に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 本市の新たな感染症発生を見据えた感染症対策のあり方に関すること
- (2) 市予防計画の策定及び取り組みに対する進捗確認に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織及び任期)

第3条 会議の委員は別表に掲げる構成団体に所属する者をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議に議長及び副議長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 議長は、会議を招集し、会議の議事を整理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があったときは、その職務を代理する。
- 4 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(書面による会議の開催)

第5条 会議の開催に当たっては、当該会議における議題が報告事項のみであって、会議の運営上支障がなく、かつ、会議の目的が達成できると認められるときは、報告事項を記載した書面を委員に送付した上で、書面による会議を開き、委員から意見を徴することができる。

(部会)

第6条 検討内容に応じ、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、保健所健康危機対策課が行う。

(災害補償)

第8条 委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

別表（第3条）

区分	構成団体
感染症指定医療機関	地域医療機能推進機構船橋中央病院
診療に関する学識経験者の団体等	船橋市医師会
	船橋歯科医師会
	船橋薬剤師会
その他の関係機関	船橋市立医療センター
	船橋市老人福祉施設協議会
	船橋市介護老人保健施設協会
	船橋市障害福祉施設連絡協議会
	船橋市自治会連合協議会
消防機関	船橋市消防局